パートナー合意書

	と磐田市とは、	磐田市まち美化パー	-トナー制	度実施要綱第7
条第2項の規定に基づき、	下記の事項について	て合意したことを証す	「るため、	本書2通を作成
し、各自その1通を保有す	る。			

記

1	活動する公共施設の名称及び区域

- 2 パートナーの活動
 - (1) 公共施設の清掃又は及び除草
 - (2) 公共施設の花壇又は樹木の管理
 - (3) 道路の陥没等の簡易的な補修
 - (4) 公共施設の破損又は公共施設の樹木の損傷等に関する情報の提供
 - (5) 市内の不法投棄に関する情報の提供
 - (6) その他必要な活動
- 3 市の役割
 - (1) 物品、用具等の支給又は貸与
 - (2) 傷害保険の加入
 - (3) 広報活動
 - (4) 看板の設置及び撤去
 - (5) その他必要な活動
- 4 その他
 - (1) パートナーは、収集したゴミ等を当該区域の属する収集日に収集場所へ搬出するものとする。

ただし、これにより難い場合は、市長の指示する方法により廃棄するものとする。

- (2) パートナーは、毎年4月末日までに、前年度の活動年間報告書を提出する。
- (3) パートナーは、磐田市まち美化パートナー制度実施要綱を遵守し、活動する。

年 月 日

住所(所在地) 事業所・団体名 氏名(代表者)

磐田市国府台3番地1 磐田市長